

亀山市告示第174号

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年8月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第206号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の対象となる派遣の期間）</p> <p>第6条 補助金の対象となる医療従事者の派遣は、<u>令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間</u>に行われるものとする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、<u>令和4年10月14日</u>までに亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>（補助金の対象となる派遣の期間）</p> <p>第6条 補助金の対象となる医療従事者の派遣は、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間</u>に行われるものとする。</p> <p>（補助金の交付申請）</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、<u>令和4年3月31日</u>までに亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。